

# 大地震に備えて — 木造住宅の耐震化 —



令和元年5月下旬号別冊



## 知っていましたか？

阪神・淡路大震災での死者の8割以上は住宅の**倒壊**によるもので、倒壊した住宅の大半は**昭和56年以前**に建てられた木造住宅です。

**南海トラフ巨大地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%と予測されています。**

市では、住宅の耐震化をさらに促進するために、建築物の所有者に対して、耐震戸別訪問の実施など、さまざまな啓発活動を行っています。

## 住宅の耐震性を知るために、まずは耐震診断を受けましょう!!

### 木造住宅の耐震化の流れ

耐震診断(無料)

補強計画(有料)

補強工事(有料)

#### 無料耐震診断

市内に所在する住宅で、①～③に該当すれば無料耐震診断の対象となりますので、裏面の「木造住宅住まいの無料耐震診断申込書」に必要事項を記入の上、建築指導課までお申し込みください。

- ①昭和56年5月31日以前に建てた(工事着手した)3階以下の木造住宅
- ②店舗などとの併用住宅の場合は、延べ面積の半分以上が住宅用であること
- ③在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法のもので、丸太組工法でないもの

#### 補強計画費補助

補強計画(設計)のための費用を、8万円を上限に3分の2まで補助します。

※一定の条件がありますので、建築指導課までお問い合わせください

#### 補強工事等補助

補強工事や除却工事のための費用を補助します。

※補助には一定の条件があり補助金額なども条件によって異なります。詳しくは、建築指導課までお問い合わせください

※除却工事を行った後、更地のままにした場合、土地の固定資産税が最大4.2倍に上がることがあります

◎予算には限りがありますのでご了承ください。予算終了の場合は受け付けを終了しますので、今後の予定についてはお問い合わせください

◎補助制度は、変更する場合があります

◎補助金交付決定通知前に工事に着手すると、補助が受けられません

#### 問い合わせ先

〒510-8601  
諏訪町1番5号  
建築指導課  
(市役所4階)

☎354-8207  
FAX 354-8404

木造住宅耐震診断を、四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。なお、申し込みにあたり、四日市市木造住宅耐震診断事業要綱に定める対象建築物であることを確認するために四日市市が課税台帳などについて照合を行うことに同意します。

## 木造住宅 住まいの無料耐震診断申込書

申込者 (所有者)	ふりがな		
	名 前		
	申込者の住所	〒	—
	電話番号	( )	—
住宅の概要	住宅の所在地番	〒	—
	住宅の建築年	明・大・昭	年 月
	利用形態	専用住宅・併用住宅・長屋・共同住宅	持ち家・貸家
	住宅の規模	平家建て・2階建て・3階建て	
		延べ面積	坪・㎡
	(併用住宅のとき)	住宅以外の面積	坪・㎡
<p>※賃貸住宅・共同住宅・長屋住宅の場合は、所有者しか申し込みできません。                  その場合には入居者全員の同意が必要です。別に同意書(様式は任意)を添付してください</p>			
診断者へのメモ (連絡方法・時間帯など)			

### ★耐震診断の流れ

申し込み ⇒ 対象の確認 ⇒ 通知文書送付 ⇒ 診断者から電話連絡(現地調査日時の打ち合わせ)  
 ⇒ 現地調査(住宅の間取りや、床下・天井裏から建物の状態を調査) ⇒ 構造計算 ⇒ 診断者以外の複数の専門家による判定(現地調査日から1~2カ月) ⇒ 診断者から電話連絡 ⇒ 診断結果とその説明。簡単な耐震対策のアドバイス

※申し込みから診断結果まで約3カ月程度かかります

耐震診断申し込みの際は、切り取ってご使用ください

(切り取り線)

